

一般社団法人りむすびADRセンター調停手続きのご利用について

①担当調停者の選任

当センターが、第一調停者として弁護士から1名、第二調停者として、りむすび共同養育コンサルタントから1名を選任します。

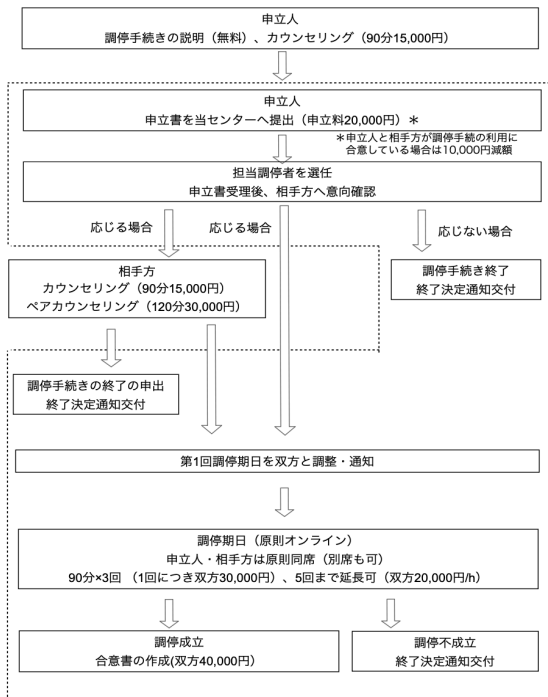
②納付費用

調停手続きに関する費用は以下のとおりです(税別)。なお、当事者間に負担割合についての合意があるときは合意内容に準じます。詳細は費用報酬規程をご確認ください。

| 項目         | 負担者 | 費用       | 備考                                      |
|------------|-----|----------|---|
| 調停申立手数料    | 申立人 | 20,000円  | 申立人と相手方が調停手続きの利用に合意している場合は10,000円減額     |
| 調停期日手数料    | 当事者 | 各30,000円 | 延長料60分毎各20,000円                         |
| 調停期日出張費    | 当事者 | 負担割合に準ずる | 調停者最寄駅から調停場所まで30分毎2,000円の出張費            |
| 調停期日交通費    | 当事者 | 負担割合に準ずる | 調停者最寄駅から調停場所までの実費                       |
| 調停期日キャンセル料 | 当事者 | 負担割合に準ずる | 調停期日手数料と出張費に対して、調停期日2日前30% 前日50% 当日100% |
| 合意書作成手数料   | 当事者 | 各40,000円 |   |
| 閲覧謄写       | 当事者 | 8,000円   |   |
| その他実費      | 当事者 | 実費       | 郵送料、登記簿取得手数料など                          |

③調停手続きの開始から終了に至るまでの標準的な手続きの進行

りむすびADRセンター 手続き・費用 (税別)  
点線内がADRに該当



・ADRの流れやお手続きのご説明は無料で行います。

・申立人には申立書をご提出いただく前に事前カウンセリングをお受けいただけます(有料)。

・相手方の事前カウンセリング、また申立人と相手方によるペアカウンセリングにより気持ちの面の整理を行った上で調停にのぞまれることを推奨しております(有料)。

・事前カウンセリングおよびペアカウンセリングはADR外でのサポートとなります。

・調停は原則同席で行います。ただし、調停者が調停手続きの円滑な進行のために相当と認めるときは、別席調停を行うことができます。

・調停初回に本人確認のため、身分証を提示いただけます。

・養育費や婚姻費用について取り決めた合意書は、裁判所の決定を得ることにより公正証書を別途作成することなく、強制執行ができるようになります(特定和解)。

特定和解にて合意書を締結する際には、申立人および相手方は戸籍謄本の提示が必要となります。

#### ④意見・資料に含まれる秘密の取扱い

- ・調停の手続きは非公開で実施します。
- ・調停者は秘密保持の遵守を誓約し守秘義務が課せられています。
- ・手続実施記録に記録された情報はすべて秘密とします。
- ・文書は施錠できる保管庫に保管し、電磁的記録はパスワードを設定し管理します。
- ・オンライン調停の録音・録画や画面を撮影することを禁止しています。
- ・オンライン調停の際に第三者がいないことを確認します。

#### ⑤当事者が調停手続を終了させるための要件・方式

- ・申立人は取下書を提出することでいつでも調停の申立を取り下げることができます。
- ・相手方は調停手続終了申出書を提出することでいつでも調停の終了を申し立てることができます。
- ・いずれも、調停手続の期日においては、担当調停者に口頭で告げることもできます。

#### ⑥担当調停者による調停手続の終了

以下に該当すると判断した場合は、合意が成立する見込みがないものとして調停手続を終了します。

- ・一方の当事者が正当な理由なく2回以上調停手続の期日に欠席したとき
- ・一方の当事者が合意をする意思がないことを明確にしたとき
- ・一方の当事者が正当な理由なく期日の日程調整に応じず、3か月以上調停手続の期日が実施されないとき
- ・合意が成立する見込みがなく、調停手続を続行することが、当事者の一方又は双方に対し合意が成立することにより不利益を与えると判断したとき
- ・当事者間に合意が成立する見込みがないと判断したとき

#### ⑦合意書作成

- ・担当調停者は、合意書案の内容を記載又は記録した書面又は電磁式記録を作成し、双方当事者へ読み聞かせ、同意を得ます。
- ・当事者は、合意書案に記名押印又は電子署名し合意書を作成します。担当調停者も記名押印又は電子署名します。
- ・作成枚数は、すべゝての当事者の数に1を加えた数とします。

#### ⑧合意書又は手続実施記録の保管期間や閲覧及び謄写

- ・担当調停者は、合意書及び手続実施記録を10年間保存します。ただし、事案に応じて10年を超えて保存する場合があります。
- ・当事者は、合意書又は手続実施記録の一部または全部の閲覧及び謄写の請求ができます。
- ・閲覧及び謄写を請求する時には手数料の納付が必要となります。

#### ⑨ご留意事項

- ・調停者は中立な立場であり、当事者いずれかを説得する役割はありません。
- ・担当する調停者は申立人相手方いずれかの代理人あるいは法律相談を受けることはできません。
- ・代理人あるいは法律相談を受けた弁護士は当該案件で調停者になることはできません。
- ・調停者は守秘義務に則り、担当する案件の情報を当会に所属する他の調停者を含む第三者に開示することはありません。

以上

2024年10月30日改定

2026年1月1日改定

2026年2月25日改定